

つくろう  
守ろう

強いお家!  
大切な人!



**耐震診断・耐震改修の補助制度があります！**

耐震診断



耐震設計・改修

**1. 補助対象** ○補助対象は、以下に掲げるすべての要件を満たす建物です。

【耐震診断】

□平成12年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定により建築されたもので、  
現に居住されている住宅です。

【耐震改修】

□平成12年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定により建築されたもので、  
現に居住されている木造住宅です。  
□耐震診断結果の数値が基準未満のものです。

**2. 補助金の額**

【耐震診断】

□耐震診断に要した費用の10/11以内で5万円が限度額です。  
(自己負担額は概ね、5000円が目安です。)

【耐震改修】

□耐震改修計画の作成、耐震改修工事に要する費用で100万円が限度額です。

**3. 受付期間**

□4月7日(火)～11月27日(金) (土・日・祝日は除く)

※ただし、令和8年度予算がなくなり次第、期間内でも終了する場合があります。

府内トップクラス!!  
100万円!!  
(耐震診断が必要です)



問 都市みどり課 Tel 466-5006 Fax 466-5025